

## 生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和4年6月21日

（名称）鶴岡市地域公共交通活性化協議会

（代表者名） 阿部 真一 印

1. 生活交通改善事業計画の名称
福祉タクシー車両導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
鶴岡市における高齢化率は35.1%(2020年)となっており、全国平均の28.0%を大きく上回っている。そのような状況下で、ドア・ツー・ドアの輸送を行うことができるタクシー事業者の重要性が増しているものの、バリアフリーに対応した車両数は少なく、高齢者輸送の需要過多が生じていることは喫緊の課題である。このような課題の解決のためには、タクシー事業者の体制整備が必要不可欠である。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（1）事業の目標
令和4年度中に福祉タクシー車両を2台導入する。
（2）事業の効果
福祉タクシー車両を導入することで、高齢者輸送の需要過多の改善を図るとともに、高齢者が外出しやすい環境づくりを推進する。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（1）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容）※具体的に記載すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉タクシー（スロープ付き）1台の導入：合資会社湯田川温泉自動車</li> <li>・福祉タクシー（リフト付き）1台の導入：出羽ハイヤー株式会社</li> </ul>
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について） <ul style="list-style-type: none"> <li>・合資会社湯田川温泉自動車 身体・知的 各1割</li> <li>・出羽ハイヤー株式会社 身体・知的 各1割</li> </ul>
（2）関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 11 条に定める特定地域における特定事業計画の提出状況。 ※特定地域外
〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和 4 年度（当該年度） 合資会社湯田川温泉自動車					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー（スロープ付き）導入	1,968 千円	600 千円	千円	千円	1,368 千円
	100%	30.5%	%	%	69.5%
令和 5 年度（翌年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額					
令和 4 年度（当該年度） 出羽ハイヤー株式会社					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
福祉タクシー（リフト付き）導入	4,185 千円	800 千円	千円	千円	3,385 千円
	100%	19.1%	%	%	80.9%
令和 5 年度（翌年度）					
事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	%	%	%	%	%
※総事業費については見込み額を記載 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。					

## 6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。  
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
ユニバーサルデザインタクシー車両導入	交付決定後着手 2台  3月31日完了											

## 7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和4年6月21日：鶴岡市地域公共交通活性化協議会で事業内容について協議  
(協議が整った日：令和4年6月21日)

## 8. 利用者等の意見の反映

本市では、地域公共交通総合連携計画策定時（平成22年度）及び地域公共交通網形成計画策定時（平成27年度）、鶴岡市地域公共交通計画策定時（令和2年度）に実施した市民アンケート調査、地域単位の交通懇談会等により市民の意見収集を図ったほか、本計画について、住民代表を含む法定協議会で協議を行っており、住民の意見を十分に反映している。

さらに、定期的な利用実態調査の実施や、市民、地域、交通事業者、関係機関などの意見を伺う機会を設けることで利用者等の意見を反映することとしている。

また、鶴岡市地域公共交通活性化協議会については、その開催をHPでお知らせし、会議の様子について傍聴することができるようにしている他、会議資料や会議概要についても開催結果としてHPに掲載し、全ての市民が閲覧できる状況としている。

## 9. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	山形県庄内総合支庁総務企画部総務課連携支援室 山形県庄内総合支庁建設部道路計画課
関係市区町村	鶴岡市企画部地域振興課
交通事業者・交通施設管理者等	庄内交通(株) 酒田河川国道事務所 鶴岡警察署
地方運輸局	山形運輸支局
その他協議会が必要と認める者	山形県バス協会 山形県ハイヤー協会 山形県ハイヤー協会鶴岡支部 鶴岡市町内会連合会 鶴岡市自治振興会連絡協議会 山形県交通運輸産業労働組合協議会 山形県ハイヤー・タクシー協会 鶴岡商工会議所 鶴岡市老人クラブ連合会 鶴岡市身体障害者福祉協会 利用者代表等

## ■注意事項

- ・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 山形県鶴岡市馬場町 9-25  
(所 属) 鶴岡市企画部地域振興課  
(氏 名) 横田 淳一郎  
(電 話) 0235-35-1191  
(e-mail) [chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp](mailto:chiikishinko@city.tsuruoka.yamagata.jp)